

平成24年9月21日

浦安市議会議長 辻 田 明 様

提 出 者

浦安市議会議員 宝 新

〃 深 作 勇

〃 醍 醐 誠 一

〃 中 村 理香子

#### 議員広瀬明子君に対する懲罰の動議

次の理由により、議員広瀬明子君に懲罰を科されたいので地方自治法第135条第2項及び会議規則第153条第1項の規定により動議を提出します。

#### 理 由

広瀬明子議員が平成24年9月19日の一般質問において当局に対し行った「議会が反対してもそんなに拘束されないで良いんですよ。そういう事例があるんだから。」などの一連の発言は、請願・陳情においては、本来議会の決定に対し当局は誠実にこれを処理すべきものであるにもかかわらず、前例があるから当局は議会の決定に従う必要はないという趣旨のものであり、一議員が自らの所属する議会の決定を軽視したものと云わざるをえず、浦安市議会の品位を著しく傷つけ、浦安市議会会議規則第144条に違反するものである。

様式58 戒告文例 (法135①1、標規113)

戒 告 文

議員○○○○君は、○月○日の会 常 任 委 員 会 議 に お け る ○○ 特 別

いて、○○○○の件に関する発言中、不穏当な行動をとり 用い (他の議員に対して不穏当な言辞を用い)、議会の品位を汚した。このことは、議員の職分にかんがみ、まことに残念である。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

年 月 日

○○町(村)議会

(注) 戒告処分は、公開の議場において議長が、この戒告文を朗読して行う。  
この書式は全国町村議会議長の標準書式例。

様式59 陳謝文例 (法135①2、標規113)

陳 謝 文

私は、○月○日の会 常 任 委 員 会 議 に お け る ○○ 特 別

の件に関する発言中、不穏当な行動をとり、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、まことに申し訳ありません。

ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝します。

年 月 日

○○町(村)議会議員  
氏 名

(注) 陳謝は、懲罰を受けた議員が、この陳謝文を公開の議場において朗読して行う。  
この書式は全国町村議会議長の標準書式例。